

市町村段階の「生産の目安」について

(令和元年 12 月 13 日 山形県農業再生協議会臨時総会にて決定)

- (1) 市町村段階の「生産の目安」の算定は、算定方法の変更による地域・生産者等の混乱をさけるため、前年までと同様とし、県段階の生産の目安を水田面積に応じた部分を基本とし、併せて、本県の「売れる米づくり」を推進するため、「食の安全・安心の確立と環境農業の推進」、「担い手の育成支援」、「消費者ニーズに応える生産・流通・販売の推進」の3要素により算定する。
- (2) 令和3年産以降の算定方法は、地域の意見を聴きながら引き続き検討していく。

算定要素		使用指標	算定割合
1	基本（水田面積に応じた）部分	○「水田台帳面積」（対象年の前年9月30日現在）	95%
2	(1)食の安全・安心の確立と環境農業の推進 県基本方針に応じた部分	○「①有機農産物、②特別栽培農産物、③GAPの認証・認定面積合計(第三者による認証・認定に限る。）」 (対象年の前々年の実績) ※①は2、②及び③は1の比率で換算 ※③は、①及び②と重複カウントする	2%
	(2)担い手の育成支援	○「水田の経営耕地面積のうち10ha以上の面積の総和」 ※対象年の前年9月30日現在の水田台帳面積を使用	2%
	(3)消費者ニーズに応える生産・流通・販売の推進	○「需要促進数量」（対象年の前々年産米の実績数量） ①主食用米であって、事前契約による販売実績数量 ②酒造好適米及び水稻種子の契約実績数量 ※①～②ともに、需要に応じた米生産に協力している者の取組数量に限る。	1%